

第4編 水防計画

水防計画

(危機管理課、土木管理課、関係各課)

水防法（昭和24年法律第193号）（以下「法」と言う）第33条に基づき、洪水による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減する目的をもって、市内各河川、ため池に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送及び樋門（管）、井堰の操作等の状況に応じた水防活動を行う。

第1章 総則

第1 目的

この計画は、法第4条の規定に基づき、奈良県知事から指定された指定水防管理団体たる大和高田市が、法第33条第1項の規定に基づき、大和高田市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、本市の地域にかかる河川、ため池等の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

1 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

2 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したもの（本市等）をいう（法第4条）。

3 水防管理者

指定水防管理団体である本市の長、大和高田市市長をいう（法第2条第3項）。

4 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（高田消防署及び大和高田市消防団）をいう（法第2条第4項）。

5 消防機関の長

高田消防署長および大和高田市消防団長（法第2条第5項）。

6 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

7 水防従事者

消防機関、水防協力団体、市役所職員等の水防活動を行う要員をいう。

8 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第105条第3項）。都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

9 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

10 洪水予報河川

国土交通大臣又は県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大または相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

11 水防警報

国土交通大臣又は県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は県知事が、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

12 水位周知河川

国土交通大臣又は県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

13 水位周知下水道

県知事又は市長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。県知事又は市長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の2）。

14 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定められた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

15 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水等のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

16 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

17 避難判断水位

本市の高齢者等避難発令の目安となる水位で、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

18 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

19 内水氾濫危険水位

法第13条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

20 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

21 雨水出水特別警戒水位

法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。県知事または市長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したとき

は、水位到達情報を発表しなければならない。

22 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

23 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

24 内水浸水想定区域

内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として県知事又は市長が指定した区域をいう（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）。

25 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第15条の6）。

第3 水防の責任等

1 市の水防責任

市は、法の定めるところに従い、水防組織を整備し、水防活動を行い、水防施設、器具資材を整備し、水防に関する行為を十分に果たさなければならない（法第3条）。

2 住民の義務

住民は、常に気象、河川水位、危険箇所の状況等に注意し、水害が予想される事態を発見したときは、水防管理者、高田消防署、大和高田市消防団、樋門（管）扉等管理者、ため池管理者、その他関係する機関へ速やかに通報する（水防通信への協力（法第27条））とともに水防に協力（水防への従事（法第24条））しなければならない。

3 水防協力団体の義務

水防協力団体は、河川等の決壊に際しては、水防管理者に速やかに通報する（法第25条）。決壊後の水防活動に協力する等の処置を実施する（法第26条）。水防訓練を実施する（法第32条の2）。水防に関する普及啓発・広報活動、水防に必要な器具等の保管及び提供等の協力等の水防に関する業務を実施する（法第36条、第37条、第38条）

第4 水防計画の作成及び変更

1 水防計画の作成及び変更

市は、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、本市防災会議に諮り、奈良県知事に届けるものとする。市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

2 市防災会議による調査審議

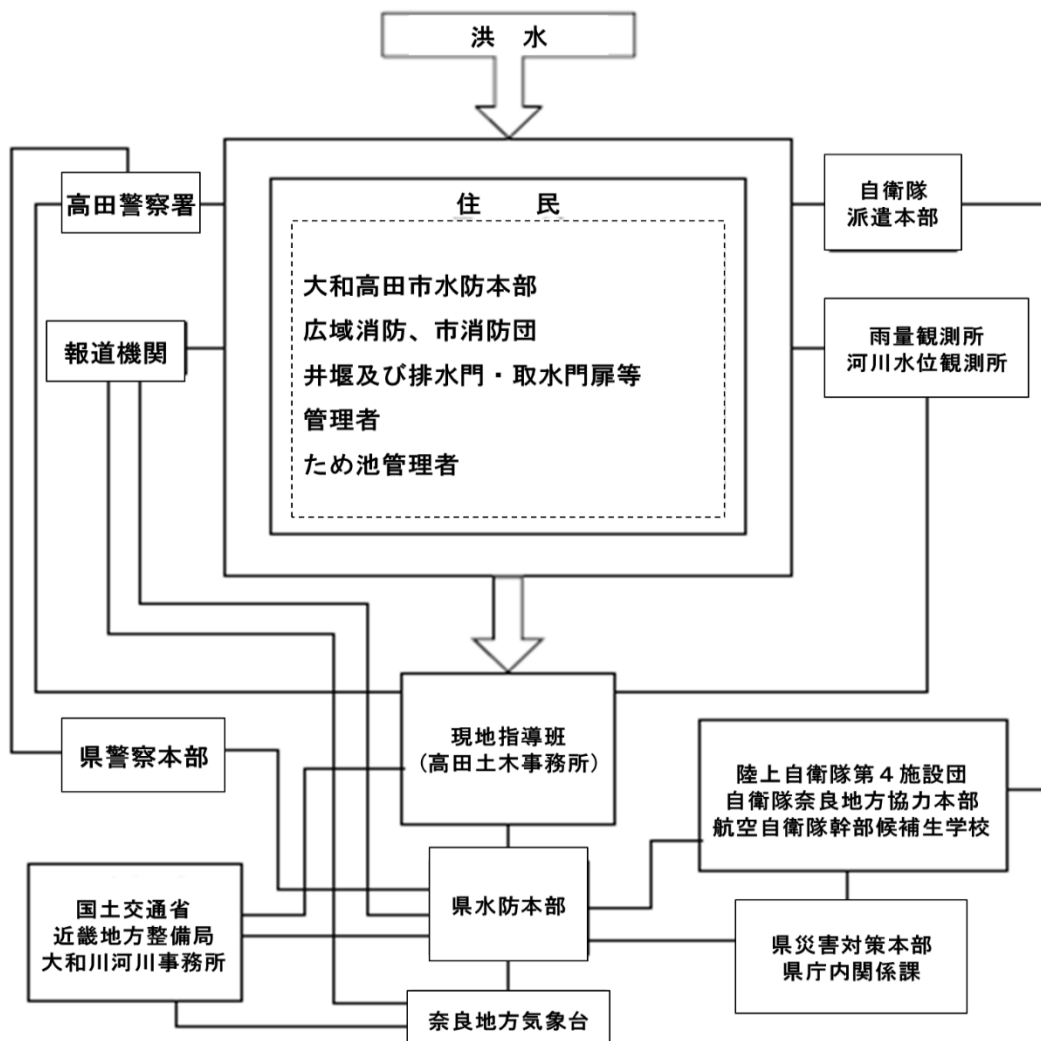
水防計画その他、水防に関する重要な事項の調査審議を市防災会議において審議し諮るものとする。(法第33条、本市防災会議条例第2条)

第5 安全管理

- 1 洪水、内水のいずれにおいても、水防従事者自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。
- 2 避難誘導や水防作業の際も、水防従事者自身の安全は確保しなければならない。
- 3 活動においては、確実に通信機器を準備し実施する。
- 4 水防活動は、ラジオを携行または、スマートフォンの気象情報等の最新の情報を承知する等の処置を行い最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- 5 指揮者は、水防活動が長期になる場合、疲労に起因する事故防止のため水防従事者を随時交代させる。
- 6 水防活動は原則として複数人で行う。
- 7 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- 8 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防従事者の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- 9 指揮者は水防従事者等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防従事者等へ周知し、共有しなければならない。
- 10 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- 11 出水期前に、水防従事者等に対し水防に関する安全確保の資料配布や研修等の実施に努める。

第2章 水防組織

第1 本市水防体制図



第2 水防本部の設置

水防管理者は、第2編水害等編第2章第8節「災害情報の収集・伝達計画」の気象状況の通知を受けたとき、又は洪水による被害が予想され水防活動の必要があると認めたときから、その危険が解消するまでの間、水防本部（市役所庁議室を基準）を設置し、水防事務を処理するものとする。ただし、災害対策本部が設置された場合は、同本部に包括される。

第3 水防本部組織

必要に応じ、防災計画に定めるその他の部員をもって全部または、一部を必要な部署に充てる。

役職	担当
水防本部長	市長
副本部長	副市長
指揮監	環境建設部長

本部員 (高田雨水ポンプ場水防班含む)	土木管理課員 (必要に応じ、環境建設部各課員)
市消防団長	市消防団長

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

○第5編 第1章 17「重要水防区域及び危険区域」

第4章 予報及び警報

第1 気象庁が行う予報及び警報

	大雨	洪水	台風
注意報	○	○	
警報	○	○	
情報	○		○

- 1 数十年に一度の規模の大規模災害が発生する可能性がある場合、「特別警報」が発表され、また、数年に一度しかないような短時間の猛烈な雨が観測された場合は、「記録的短時間大雨情報」が発表される。

「特別警報」の発表基準は「雨を要因とする特別警報の基準」、「台風等を要因とする特別警報の基準」の2種類がある。

それぞれの基準は、第2編 第2章 第8節「災害情報の収集・伝達計画」3特別警報のとおりである。

- 2 「顕著な大雨に関する気象情報」特に、「線状降水帯」による大雨の可能性が高いことが予想された場合に、気象庁から半日程度前から、府県単位での「線状降水帯予測情報」（半日前予測）が発表される。なお、雨域を表示する直前予測については、令和8年以降2～3時間前に直前予測情報を発表。

第2 水防本部長への速報

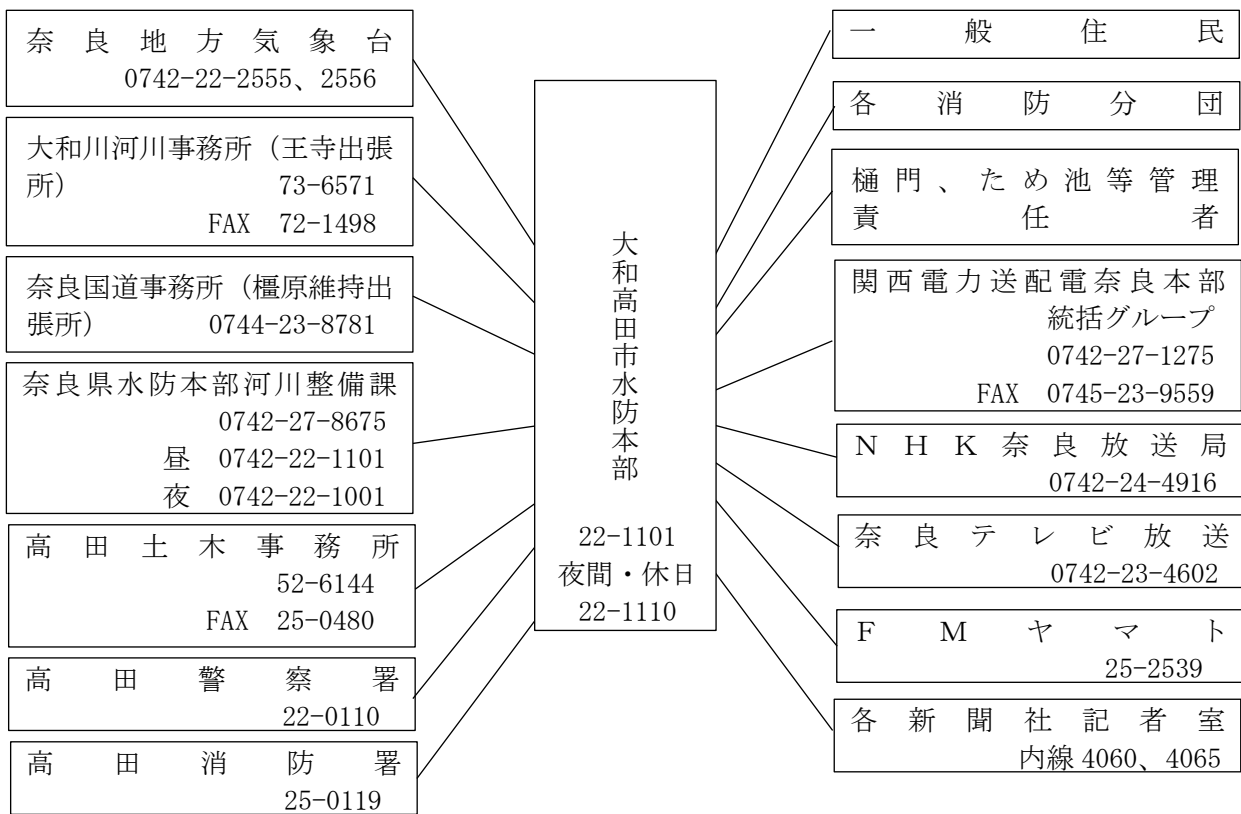
水防本部等の各機関は、次の事項について水防本部長に速報するものとする。

- 1 通報（指定）水位に達したときより、この水位を下るまでの間、各時間毎
※水位の報告は、観測場所、日時、水位、増減の傾向、見込み等を電話または無線報告
- 2 巡視連絡員を配置したとき。
- 3 堤防が決壊したとき。
- 4 区域内住民に水害の危険が切迫したとき。
- 5 水防作業を開始したとき。

- 6 道路橋梁、家屋等の流失、倒壊、決壊が生じたとき。
- 7 死傷者が生じたとき。
- 8 水防作業を終了したとき。
- 9 その他必要と認める事項が生じたとき。

第3 関係機関等への周知

水防管理者は、状況に応じ、必要と思われるその他の情報についても、以下の情報連絡網により関係機関に周知を図る。



第4 洪水予報河川における洪水予報

1 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報を行った時は、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難情報発令の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
氾濫注意情報 (警戒レベル2)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (警戒レベル3)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (警戒レベル4)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫発生情報 (警戒レベル5)	氾濫が発生したとき

2 国が行う洪水予報

(1) 洪水予報を行う河川名、区域

(例)

予報 区域名	河川名	区 域
〇〇川 上流	〇〇川	左岸 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで 右岸 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで
	〇〇川	左岸 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで 右岸 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地先の〇〇橋から〇〇橋まで

(2) 洪水予報の対象となる基準水位観測所

予報 区域名	河川名	観測 所名	地点名	水防団 待機水位	氾濫注意 水位（警 戒水位）	避難判断 水位	氾濫 危険水位
〇〇川 上流	〇〇川	〇〇	〇〇県 〇〇市〇	0. 0 0 m	0. 0 0 m	0. 0 0 m	0. 0 0 m

(3) 洪水予報の担当官署

予報区域名	担当官署
〇〇川上流	大和川河川事務所 奈良地方気象台

第5章 水位等の観測、通報及び公表

第1 水位の観測、通報及び公表

1 水位計

本市域が関係する県が管理する水位計は、瓦口（葛下川）、磐築橋（高田川）、曲川（葛城川）、曾我（曾我川）の4か所である。

2 水位の通報

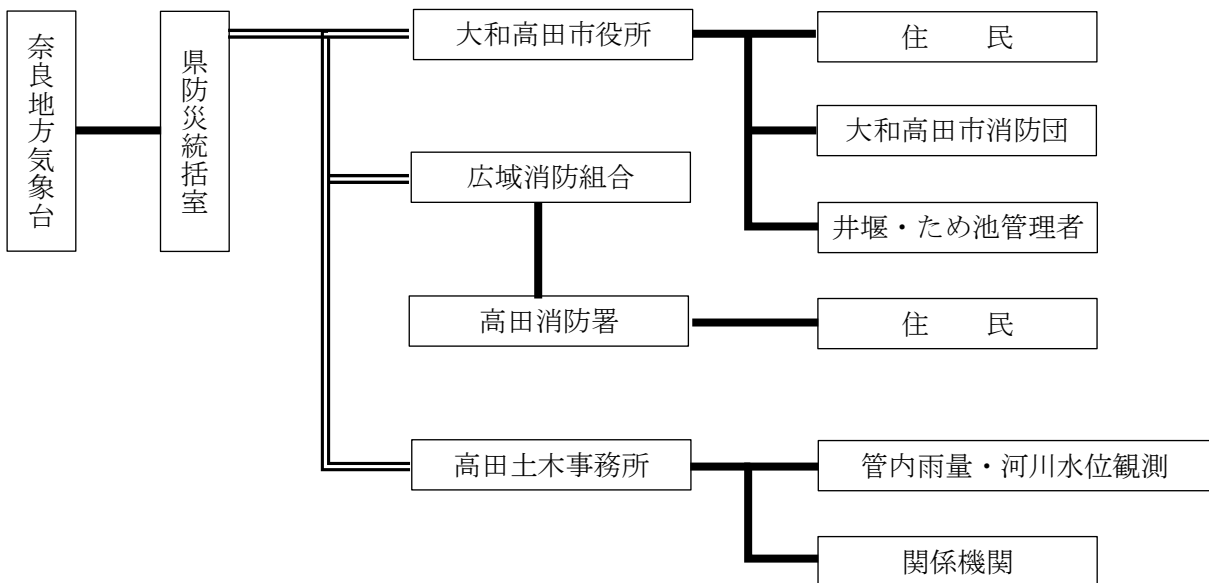
水防管理者は、奈良県河川情報システム等から、上記4か所の水位計情報を入手する。洪水のおそれがあることを自ら知り、又は第4、1項等の洪水予報の通知を受けた場合において、水位計等の示す水位が第5編 1章15「水防団待機（通報）水位」を超えるときは、その水位の状況に関係者に通報する。水位通報を受ける関係者は、関係水防管理者等整理した下記「伝達系統」図のとおり。

○第5編 第1章 15「水防団待機（通報）水位、はん濫注意（警戒）水位」

第2 伝達系統と公表

1 気象情報伝達系統

系統図（県防災行政無線ネットワークシステム含む）



凡例：==== は、県防災行政通信ネットワークシステム

2 水位の公表

水防本部は、水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、次の方法で、直ちにその水位の状況を公表するものとする。

(1) 公表の開始

水位が上昇して氾濫注意水位（警戒水位）に達したときから開始する。

(2) 公表の終了

水位が下降して氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったときに終了する。

(3) 公表の方法

市ホームページに「河川名・水位計名・所在地・水位状況・その他必要事項」を掲載する。水位状況は、データが更新次第、直ちに更新する。

第3 雨量の観測及び通報

1 雨量観測所

市内の雨量観測所は、雨量観測所が高田土木事務所内に1箇所。近傍では、葛城市内に奈良地方気象台の雨量観測所が1箇所ある。

2 雨量の通報

水防本部は、県防災情報端末より、雨量等の観測データを受領する。また、気象庁ホームページから雨量情報を入手する。これら各種情報から、第5、2項「気象情報伝達系統図」により通報する。

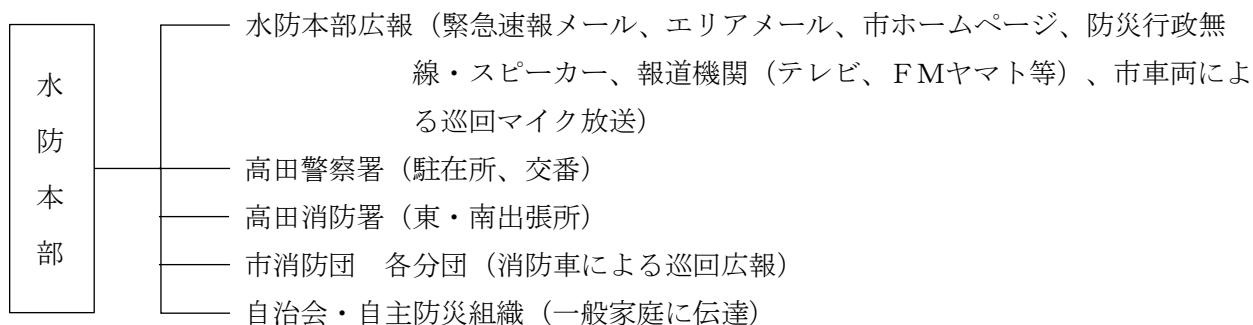
機 関 名	電話番号 (防災電話)	電話番号 (N T T)	F A X 番号 (N T T)
県河川整備課	9025 (F A X 9220)	0742-27-7504 夜間 0742-27-7006	0742-22-1399

第4 水防団待機水位及びはん濫注意（警戒）水位

水防団待機（通報）水位及びはん濫注意（警戒）水位は、県水防計画の他、次の通りとする。

○第5編 第1章 17「水防団待機（通報）水位、氾濫注意（警戒）水位」

第5 危険区域の一般住民に対する周知方法



- 1 危険区域に対し、防災行政無線放送及び市広報車等による巡回マイク放送をもって周知する。
- 2 消防団無線により、各分団長が団員を通じ一般家庭に対し巡回マイク放送をもって周知する。
- 3 警察署及び各駐在所を通じ一般家庭へ伝達する。
- 4 水防本部より総代等に電話等をもって連絡し、総代等が一般家庭に伝達する。
- 5 要配慮者には、水害等計画第2章第4節「要配慮者の安全確保計画」に準じ伝達する。

第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイト(PC やスマートフォン、携帯電話から確認することができる。

第1 気象情報

気象庁

- ・あなたの街の防災情報
<https://www.jma.go.jp/bosai/>
- ・気象警報・注意報
<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning>
- ・アメダス
<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas>
- ・雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）
<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>
- ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>
- ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

第2 国、県の防災情報

1 国土交通省

川の防災情報

【PC 版】<https://www.river.go.jp/>

2 奈良県

県河川情報報システム <http://www.kasen.pref.nara.jp/gispub/info/top/menu>

第7章 井堰、ため池等の操作

第1 井堰、ため池の管理者（操作担当を含む）は気象状況の通知を受け、または自ら入手した後は、水位の変動を監視し、必要に応じ門扉等の開閉を行うものとする。

第2 高田雨水ポンプ場については、ポンプ場水防班により、水位変動に応じ操作を実施する。

第3 水防管理者は、奈良県水防本部、高田土木事務所長から水防警報及び情報等の通知を受けたとき、住民、高田消防署、市消防団並びに井堰及び水（樋）門扉等管理者、ため池管理者に伝達する。特に井堰・ため池等管理者には水門開放等水位下降の処置を依頼する。

第4 管理者は、水防本部に状況を通知し、相互に密接な連絡をとり、適切な措置を講ずる。

○第5編 第1章 16「井堰一覧表」、18「市内ため池表」

第8章 通信連絡

第1 通信連絡

本編 第4章 第3「関係機関への周知」を利用する。

第2 災害時連絡

災害等により電話の発信規制・接続規制下には、防災無線、衛星電話等を活用するとともに、住民等には、広報車、巡回、防災行政無線・サイレン、ホームページ、エリアメール・緊急速報メール各種メディア等あらゆる手段を活用し伝達を図る。

第9章 水防資器材及び輸送

第1 水防資器材

市内の水防資器材は、各市防災倉庫で管理している。

1 市内防災倉庫（備蓄倉庫）一覧

(1) 倉庫所在地

総合福祉会館、武道館、葛城コミュニティセンター、文化会館、菅原校区公民館、総合公園プール、小学校×8、中学校×3、高田商業高等学校、県立高田高等学校

(2) 各倉庫の水防資器材（防災資材と兼ねる）

品名	数量	品名	数量
発電機	2	大ハンマー	10
投光器	2	大なた	10
チェーンソー	2	リヤカー	3
救命ロープ	3	延長コード	2
スコップ	10	ランタンライト	5
つるはし	10	担架	10
ジャッキ	1	防水ブルーシート	100

2 土のう配置（基準であり、出水状況に応じ変動有）

土のう（土入り）配置場所と数量（基準）

数量（個）

配置場所	数量	配置場所	数量
磐園保育所	110	高田バイパス高架下	300
市場青少年会館	120	市立病院	100
埜青少年会館	150	消防団（2分団等）	50
曙町青少年会館	90	ゆうゆう	100
市民交流センター	180	市役所土のう倉庫	100

土のう袋 市役所防災倉庫 500枚（基準）

第2 輸 送

警戒本部、災害対策本部 公用車管理班の運用により、市役所公用車をもって統制運用する。
給水については、水道企業団により対応する。災害の状況により必要な場合は、水防本部長の指示により、第2編 第2章 第2 1節「緊急輸送計画」に準じ対応する。

第10章 水防活動

第1 水防警報

水防警報の種類及び発令基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

(例)

種 類	内 容	発令基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

第2 巡視及び警戒

1 平常時

水防管理者等は、随時区域内の河川、堤防防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

2 出水時

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、第5編 第1章 17「重要水防区域及び危険区域」を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、高田土木事務所長及び河川等の管理者に連絡するものとする。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (3) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

○第5編 第1章 17「重要水防区域及び危険区域」

第3 水防配備

市は、水防活動に関する予報及び警報等の発表があり、洪水、内水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、各動員体制により、水防活動を行うものとする。

ただし、水防従事者の安全確保を図らなければならない。

1 水防本部長は、状況により消防団員等の出動地区の変更若しくは地区別に出動を指示することができる。

2 水防本部長は、水位が待機水位以下に減じ、警戒の必要が無くなったときは、水防解除を命じ、一般に周知する。

3 水防参集条件

事 象	参集の要否	備 考
注意報発令なし+水防団待機水位超過	無し	—
注意報発令 +水防団待機水位超過	参集	指揮監計画参集
注意報発令なし+はん濫注意水位超過	参集	指揮監以下参集

4 職員動員体制

動員体制		参集基準 (配備時期)		
		気象現象	河川水位	
情報収集 態勢	危機管理課員 × 1	顕著な大雨に関する気象 情報」(線状降水帯の発 生)及び注意報発令	磐築橋観測所において 水防団待機水位に達した 場合	
災害警戒 本部態勢 (水防副 本部長が 長)	予備動員 1 ※※ 予備動員 2 予備動員 3	1 大雨、洪水、暴風警 報等が発表された場合 ※気象警報発表で自動 発令 2 集中豪雨、前線通 過、台風等により災害 の発生が予測される場 合	磐築橋観測所において 氾濫注意水位に達した 場合 河川水位は、「奈良県 河川情報システム」サイ トによる。	自主避難所の 開設 当初 3 ヶ所 (総合福祉会 館、葛城コミ ュニティセン ター、武道 館)
災害対策 本部態勢 (水防本 部長が 長)	1号動員 ※※ (全課長及び課長 補佐、公共施設管 理者(上記以 外)、学校施設管 理者、学校教育課 指導主事・係長 避難所開設担当職 員	大雨、暴風、洪水等によ り災害が発生した場合	磐築橋観測所において 避難判断水位に達した場 合	状況に応じた 避難情報の発 令 ・高齢者等避 難 ・避難指示
	2号動員 係長以上の職員	相当規模の災害が発生 した場合		
	3号動員 全職員	大規模な災害が発生し た場合		

※※ 動員細部は、第5編 第5章 第2節「災害時職員初動マニュアル」による。

5 水防活動を実施するための消防団員の配備位置は概ね次の通り。

区 分	地 区 名	消防分団
葛城川	奥田・秋吉・西坊城	7分団
住吉川	出・田井・勝目	8分団
甘田川	曾大根	6分団
葛城川・土庫川	材木町	2分団
〃	曙町・今里町	1分団

曾我川・葛城川	土庫・松塚	3分団
高田川・小柳川	礒野	5分団
高田川・太田川	大中南町	本分団
葛下川	野口・北角	9分団
葛下川・太田川	市場	10分団
高田川	有井	4分団
土庫川	今里町・昭和町	本分団

※ 消防団長・消防副団長2名は、含まない。

6 水防団及び消防団の非常配備

(1) 水防本部員及び消防団の管轄地域等

ア 水防本部員の運用は、指揮監計画

イ 消防団の管轄は、上記第10章第3の5項の表による

(2) 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防団を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。

第4 緊急通行(法第19条)

1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 損失補償

本市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第5 警戒区域の指定(法第21条)

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第6 避難のための立ち退き(法第29条)

1 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場

合、高田警察署長にその旨を通知するものとする。

- 2 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を高田土木事務所長に速やかに報告するものとする。
- 3 水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、ハザードマップ等により避難場所等その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

第7 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

1 決壊・漏水等の通報（法第25条）

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長は、直ちに国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所、及び氾濫する方面の隣接水防管理団体に通報しなければならない。

2 決壊等後の措置（法第26条）

堤防その他の視察が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努め、協力するものとする。

その際、水防従事者は、自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の安全を優先する。

第8 水防配備の解除

1 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険が無くなった時、かつ水防警報が解除された時等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなつたと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。なお、配備を解除したときは、高田土木事務所及び県水防本部に報告するものとする。

2 水防団及び消防団の非常配備の解除

水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は、安全確保する以外において自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に格納する。

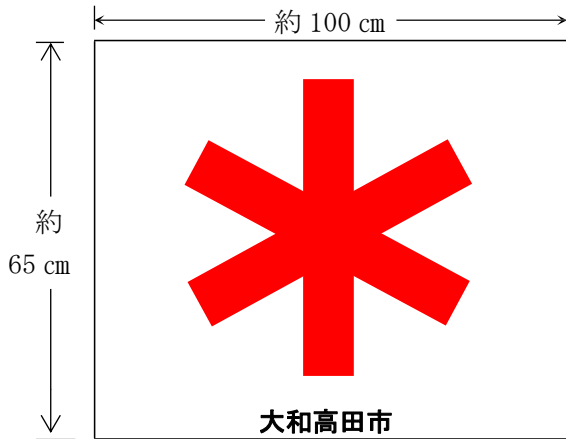
第11章 水防信号、水防標識等

第1 水防信号

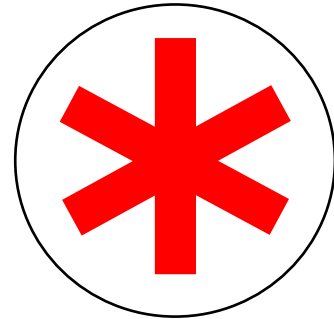
		警 鐘 信 号	サイレン信号	備 考
第1信号	水防機関 準備	○ ○ ○ 休止 休止 休止	約5秒 約5秒 ○- 休止 ○-休止 約15秒 約15秒	水防団待機水位（通報水位）を超え、なお上昇のおそれがあり、巡視を強化し、資機材及び水樋門の開閉等の準備を行うことを知らせるもの
第2信号	水防機関 出 動	○-○-○ ○-○-○	約5秒 約5秒 ○- 休止 ○-休止 約6秒 約6秒	水防団員及び消防機関に属する者が直ちに出勤すべきことを知らせるもの
第3信号	居 住 者 出 動	○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 約10秒 ○- 休止 ○-休止 約5秒 約5秒	本市区域内に居住する者の協力を知らせるもの
第4信号	居 住 者 避 難	乱 打	約1分 約1分 ○- 休止 ○-休止 約5秒 約5秒	必要と認められる区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
備考	1	信号は適宜の時間、継続すること。		
	2	必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。		
	3	危険が去った時は、口頭伝達等により周知すること。		
	4	地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発する。		

第2 水防標識、優先通行標識、身分証明書

1 法第18条による車両の水防標識・優先通行標識は、次のとおりである。



標旗（昼間）



標灯（夜間）
自動車ヘッドライト用

（注）上記すべてにつき、白地に水の表示は赤色とする。

2 水防管理者から、委任を受けた者が着用する水防活動腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、次のとおりである。

(1) 水防活動者腕章

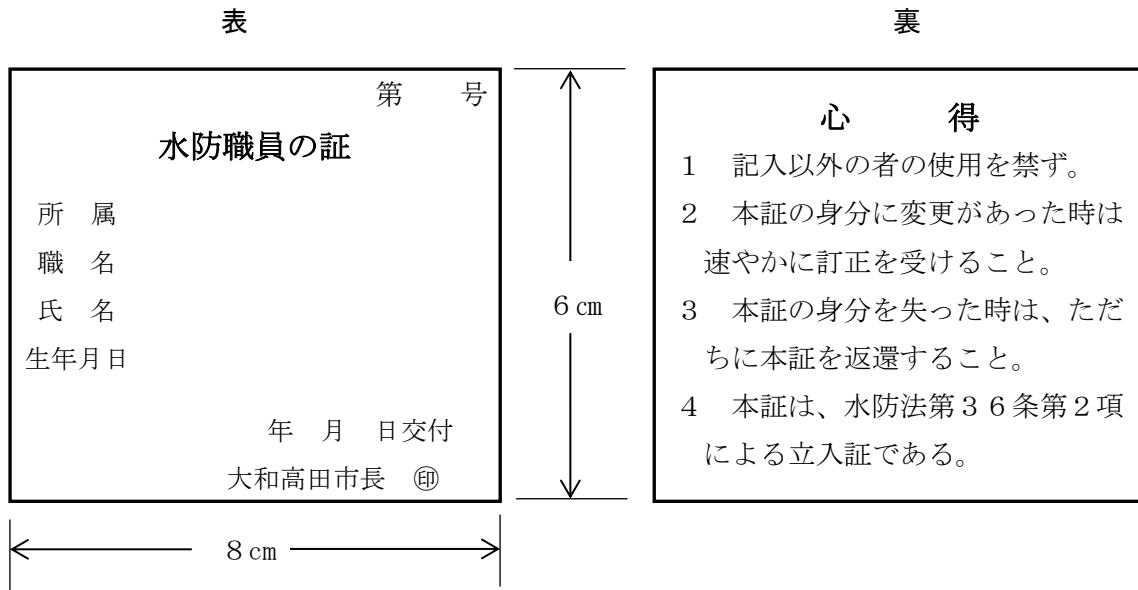


(2) 水防活動横断幕（サイズは任意）



3 身分証明書

法第49条2項による身分証明書は下記のとおり。



第12章 協力及び応援

第1 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるとき、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。(法第22条)

なお、水防管理者は、警察と連絡を緊密にし、緊急時の混乱防止に努める。

第2 他の水防管理者等の応援

- 1 水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者又は市町村若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。(法第23条第1項)
- 2 応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄のもと行動するものとする。(法第23条第2項)
- 3 水防管理者は相互に水防作業、応援の派遣が円滑、迅速にできるよう近傍管理団体と協定する。協定の内容は高田土木事務所に1部送付する。

第3 河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防活動に次の協力を行う。

- 1 水防管理団体に対して、河川に関する情報（葛城川、高田川、葛下川、土庫川、曾我川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像等）の提供
- 2 重要水防箇所の手合点検の実施
- 3 水防管理団体が行う水防訓練等への参加
- 4 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応

急復旧資機材又は備蓄資機材の提供

- 5 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第4 自衛隊の派遣要請

第2編 第2章 第14節「自衛隊への災害派遣要請依頼計画」に準じて要請する。県（防災統括室）を経た後、陸自第4施設団本部第3科、陸自第7施設群本部と相互に調整を実施する。ヘリコプターの要請には、第3師団司令部第3部（千僧駐屯地）、状況により中部方面航空隊本部（八尾駐屯地）と調整を行う。いずれもヘリポートや部隊展開場所を確保した上で調整を実施する。

第13章 費用負担と公用負担

第1 費用負担

本市の水防に要する費用は、法第41条により本市が負担するものとする。ただし、本市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする。

- 1 法第23条の規定による応援のための費用
- 2 法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

第2 公用負担（法第28条）

1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた民間事業者等は上記(1)から(4)（(2)における収用を除く。）の権限を行使することができる。

2 公用負担の権限委任証明書

法28条により公用負担の権限を行使する者、水防管理者、水防団長又は消防機関の長においては、その身分を示す証明書を、その他、これらの者の委任を受けた者は、以下の証明書を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担権限委任証

大和高田市 市長 ⑩	年 月 日	身分 氏名 右の者に、大和高田市の区域に おける水防法第二十八条第一項 の権限行使を委任したることを 証明する。	第 号 公用負担の権限委任証
----------------------	-------------	---	--------------------------

3 公用負担の証票

法第28条の規定により、公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡さなければならない。

命令者氏名 年 月 日 ⑩		物件	公用負担命令票 住所 氏名 殿
		数量	
		負担内容 (使用・収容処分等)	
		期間	
		摘要	

第14章 水防報告等

第1 水防記録

水防従事者が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。「(17)項 水防実施箇所及び浸水区域を表示した図面」以外は水防作業箇所毎作成する。

- 1 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- 2 水防実施箇所、日時

- 3 水防活動をした河川名
- 4 警戒出動及び解散命令の時刻
- 5 水防作業の概況及び工法
- 6 罹災概況及びその原因（原因については、外水の溢水、漏水、洗掘によるもの、井堰、ひ門河川占用物の操作によるもの、内水のたん水によるもの等、具体的に記録すること。）
- 7 人的被害（死者、負傷者、行方不明等の数）、家屋被害（棟数、世帯数、面積、程度）、農業施設被害（面積、程度）、公共土木施設被害
- 8 出動人員（消防団員、水防管理団体職員、住民、警察、自衛隊、他の水防管理団体の応援等の人数）
- 9 現場指揮者の職、氏名
- 10 所要経費
- 11 使用資材の内訳
- 12 法第28条第1項に基づき、水防現場において使用、収容若しくは処分した土地、土石、竹木、器具、資材、工作物等の所有者、種類、数量、場所及びその理由
- 13 法第29条に基づく立ち退き指示状況及びその理由
- 14 水防従事者の死傷者の職、氏名、その原因及び手当
- 15 今後の水防活動に関する問題点
- 16 罹災写真及び水防作業写真
- 17 水防実施箇所及び浸水区域を表示した図面

第2 水防報告（法第47条第1項、第2項）

1 報告事項

水防管理者は、次の事項について、その都度高田土木事務所に報告するものとする。

- (1) 水防団体待機（通報）水位、氾濫注意（警戒）水位に達した時
- (2) 水防作業を開始した時
- (3) 水防警戒態勢を解除した時
- (4) 堤防その他施設、河川占用物、危険区域に異常を発見した時、その措置及び罹災状況
- (5) 法第29条に基づき立ち退き指示をした時及びその理由
- (6) その他緊急報告を必要とする事項

2 水防実施報告

水防活動が終結したときは、遅滞なく（水防活動終了後3日以内）活動内容をとりまとめて、水防管理者は次の「水防実施状況報告書」により高田土木事務所長に報告するとともに、水防資材の使用状況を含めて、正確な水防記録を作成してこれを保管しなければならない。

また、上記の報告の他、水防管理者は、一四半期毎の活動内容を次の「水防実施状況報告書（一四半期用）」により5日以内に高田土木事務所長に報告するものとする。

第1号様式

水防実施状況報告書 (水防実施箇所毎に作成する。)		年	月	日
水防管理団体名		指定非指定の別		
水防実施時の台風の名称又は豪雨の種類		報告年月日 作成責任者名		
水防実施箇所	左 川 岸 町 字 番地	右		
水防実施日時	自 月 日 時 分 ~ 至 月 日 時 分	工法 箇所		
水防作業の概況及び工法	m			
被災概況				
被災原因				
堤防他河川施設被害				
当箇所が原因の被害	人的被害	農業施設被害	その他	
	死者	負傷者	行方不明者	田 畑
				流失埋没 ha ha 冠水 ha ha
家屋被害	床上浸水	一部損壊	全壊	
	棟 世帯	棟 世帯	棟 世帯	
	消防団員	水防管理団体の職員	消防職員	その他職員
出動人員	人	人	人	人
	自衛隊	他の水防管理団体の応援	県職員	その他
現場指揮者の職、氏名	人	人	人	人
	人	人	人	人

所要経費	使用資材費	()円	使用資材内訳	品名	数量	金額
	主資材費	()円				
所要経費	その他資材費	()円	主要資材	袋	()袋	()円
	小計	()円				
所要経費	機械等借料	円	杭	()本	()円	()円
	食糧費	円				
所要経費	出動手当等	円	縄	()巻	()円	()円
	その他	円				
所要経費	計	()円	土砂類	()m ³	()円	()円
	* ()内は、県よりの貸与分を記入する(外数とする。)	()円				
所要経費	応援状況	()円	その他資材			
	(他の団体、警察、自衛隊)					
所要経費	居住者活動状況					
	立退きの状況、指示の理由					
所要経費	水防功労者及びその功績概要					
	水防従事者の死傷者、その原因、手当					
所要経費	公用負担の状況及び理由					
	今後の水防活動に関する問題点					

被災写真、水防作業写真及び水防箇所、浸水区域を表示した管内図（1枚に全箇所を表示のこと）を添付のこと。

第3号様式

（水防管理団体（市町村）用）

自 年 月 日 至 年 月 日 市町村名（ ）

（一四半期用）

区 分	水防活動 活動延人 員	使 用 資 材			活 動 費		費			考 備
		主要資材	その他資 材	小 計	機 械 等 借 料	食 糧 費	出 手 動 当 等	そ の 他	計	
前 回 まで		円 ()	円	円 ()	円 ()	円	円	円	円	
月 分		円 ()		円 ()	円 ()					
月 分		円 ()		円 ()	円 ()					
月 分		円 ()		円 ()	円 ()					
一 四 半 期 計		円 ()		円 ()	円 ()					
累 計		円 ()		円 ()	円 ()					

注 期間中において、水防活動を行わない場合も、その旨報告する。

第3 被害状況調査及び報告

- 1 水防本部においては、各班の被害状況は、各班において掌握するものとする。
- 2 水防本部機構の各班は、それぞれの所轄事項に関し掌握した被害状況を速やかに副本部長に報告するものとする。
- 3 副本部長は、各班から被害報告を受けたときは、検討のうえとりまとめて水防管理者に報告するものとする。
- 4 被害状況等の調査に当たっては、関係機関相互に連絡を密にし、脱漏・重複のないよう十分注意し、世帯員数等については、現地調査のほか、住民基本台帳等照合するなど正確を期すること。
- 5 その他被害状況の調査の応援協力機関並びに報告系統は、水害等編第2章第9節「被害状況の収集・報告計画」による。

第15章 水防訓練

市は、毎年出水期前に、水防団（市職員（新着者等））、消防団等と水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。県等が実施する水防研修や近畿地方整備局の水防技術講習会等に職員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

第1 洪水、内水対応

1 洪水浸水想定区域の指定状況

県知事は、河川氾濫時の想定区域を浸水想定区域として、指定している。現在、本市に係る洪水浸水区域図は、高田川、葛下川、葛城川、曾我川の浸水想定区域図（平成31年3月奈良県告示）として公表している。

2 内水浸水想定区域の指定状況

作成中であり、作成完了後公表予定。

第2 洪水・地震ハザードマップ

本市は、洪水浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、「洪水・地震ハザードマップ」を作成し、印刷物を各世帯に配布している。

また、「洪水・地震ハザードマップ」は、本市ホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。このハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。